

3 建政技第 328 号  
令和 4 年(2022 年) 1 月 20 日

建設部 関係各課の長

建設部 発注機関の長 様

技術管理室長

請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の  
適正な支払いのための取組について (通知)

このことについて、建設工事標準請負契約約款第 3 条に基づき、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出を求めてたところですが、今後、受注者により明示された法定福利費額（以下「法定福利費」という。）が、予定価格に占める法定福利費概算額（以下「法定福利費概算額」という。）の 1 / 2 以上であることを確認しますので、下記に留意の上、適切な取り扱いをお願いします。

また本通知にあわせ、「金入設計書、開札後公表設計書、契約後公表設計書」への予定価格に占める法定福利費概算額の明示追加を行います。また、「施工体制プロセスチェック」への確認欄追加は今後行いますので、ご承知おきください。

なお、本通知以外の法定福利費概算額が明示されない工事については、別添「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について（令和 3 年 12 月 1 日付け総行行第 419 号、国不入企第 33 号、総務省自治行政局行政課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」に準じ適切な対応をお願いします。

## 記

### 1. 法定福利費概算額の公表

建設工事入札契約情報公表要領に示す、公表設計書に法定福利費概算額を明示し公表する。

### 2. 法定福利費概算額の基準確認

別添、施工体制プロセスチェックにより請負代金内訳書を確認する。

3. 法定福利費と法定福利費概算額の基準に乖離幅がある場合の対応
  - (1) 受注者が下請企業から提出の見積り等を活用して算出している場合  
各下請企業の請負工事に対する見積書等の根拠資料の提示による説明を求め改善を指示する。
  - (2) 労務費額に法定保険料率を乗じて算出している場合  
法定福利費概算額の算出に用いた法定福利費利率等について、計算書等の根拠資料による説明を求め改善を指示する。
4. 上記3により改善されない場合  
技術管理室に連絡すること。
5. 適用年月日  
令和4年4月1日以降の契約案件から適用する。
6. その他  
積算システム上は、2月1日から法定福利費概算額が明示されます。

建設政策課 技術管理室 (室長) 栗林 一彦 (入札・契約班) 三村 徳義 (基準指導班) 和田 武 今吉 聡 電 話 026-235-7313 防災無線 8-231-3346 F A X 026-235-7482 E-mail <a href="mailto:gijukan@pref.nagano.lg.jp">gijukan@pref.nagano.lg.jp</a>
--

## 別紙2

## ■ 法定福利費の割合

(単位：%)

工 種	R3工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	4.00
河川・道路構造物工事	3.58
海岸工事	3.45
道路改良工事	3.71
鋼橋架設工事	2.85
P C 橋工事	3.89
舗装工事	3.95
砂防・地すべり等工事	4.16
公園工事	4.15
電線共同溝工事	4.38
情報ボックス工事	4.13
橋梁保全工事	3.95
道路維持工事	4.75
河川維持工事	6.48
共同溝工事（1）	4.39
共同溝工事（2）	3.06
トンネル工事	4.67
コンクリートダム工事	4.24
フィルダム工事	2.34
下水道工事（1）	4.09
下水道工事（2）	4.45
下水道工事（3）	3.89
下水道工事（4）	3.54